

## 在沖米海兵隊員による少女暴行事件等に関する意見書

去る2月10日午後10時35分ごろ、沖縄本島において、在沖米海兵隊キャンプ・コートニー所属隊員による少女暴行事件が発生した。

女性に対する暴行は、肉体的、精神的苦痛を与えるだけでなく、人間としての尊厳をじゅうりん否定する極めて悪質な犯罪であり、沖縄県民はもとより、国民に強い怒りと多大な不安を与えている。

特に、被害者が無抵抗な女子中学生であることを考えれば断じて許すことができない卑劣な行為である。

これまでも、米軍人・軍属等による事件・事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育等を徹底するよう米軍等に強く申し入れられているが、それにもかかわらず、今回、またもやこのような事件が発生したことに対し激しい憤りを禁じ得ない。

このような悪質で凶悪な事件が依然として後を絶たないことを考えると、米軍の綱紀粛正への取り組みや軍人への教育のあり方に疑問を抱かざるを得ない。

よって、国においては、国民の人権・生命・財産を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要望する。

### 記

- 1 被害者及び家族への謝罪及び補償など十分な配慮を講じること。
- 2 目に見える形で、米軍人の綱紀粛正及び教育を徹底的に行うなど、実効性のある具体的な再発防止策について万全を期すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

宮 崎 県 議 会

内閣総理大臣 福田 康夫 様  
外務大臣 高村 正彦 様  
防衛大臣 石破 茂 様  
内閣府特命担当大臣  
(沖縄及び北方対策) 岸田 文雄 様